

## 瑞浪市空き家等改修補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の空き家等の有効活用に資するため、市内事業者を利用して瑞浪市空き家・空き地バンク設置要綱（平成26年告示第120号）第4条の規定により空き家・空き地バンクに登録された空き家等（以下「登録物件」という。）への居住を目的とした改修等を行う入居者又は入居予定者に対して、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 登録物件のうち居宅をいう。ただし、店舗、事務所等を用途変更し居宅又は併用住宅とする場合は、居住の用に供する部分とする。
- (2) 工事 居住を目的とした空き家等の増築、改修、修繕、模様替え等に係る工事をいう。
- (3) 市内事業者 市内に事業所を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者をいう。
- (4) 所有者等 登録物件に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 入居者 空き家等の所有権を移転するため、所有者等と売買契約を締結している者又は空き家等を賃借するため、所有者等と賃貸借契約を締結している者をいう。
- (6) 入居予定者 空き家等の売買又は賃貸について、空き家等の所有者等の同意が書面により得られている者で、工事が完了するまでに売買契約又は賃貸借契約を締結する見込みの者をいう。

### (対象空き家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家等は、入居者又は入居予定者がいる空き家等とする。

### (対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条に規定する補助金の交付の対象となる空き家等の入居者又は入居予定者
- (2) 空き家等の所有者等の3親等内の親族でない者

- (3) 売買契約又は賃貸借契約が締結された日から、1年以内に申請した者
- (4) 空き家等に居住し、又は居住予定で、この要綱による補助金の交付を受けた日から5年以上居住する意思がある者
- (5) 世帯員全員に市税等の滞納がない者  
(対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 主要構造部、トイレ、風呂、台所、居室等の生活するために必要な改修工事であること。
- (2) 工事に要する費用の額が10万円以上の工事であること。
- (3) 着工前の工事であること。
- (4) 申請日の属する年度に契約し、その年度内に完了する工事であること。
- (5) 市内事業者が行う工事であること。
- (6) 国、県又は市による他の制度の補助対象となる工事（県が行う空き家活用支援事業費補助金の補助対象となる工事は除く。）以外の工事であること。
- (7) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、旧基準建築物で、木造の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるものの改修工事については、一般財団法人日本建築防災協会又は事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」等（以下、「建防協マニュアル」という。）に関する講習を受講し修了証の交付を受けている相談士が、建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅は、補強後の評点が0.7以上となる耐震補強工事を実施すること。  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で工事に要する費用の額の2分の1に相当する金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を上限とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、工事の契約をした日から30日以内に、瑞浪市空き家等改修補助金交付申

請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書の写し
  - (2) 工事概要書
  - (3) 工事施工前の施工箇所の図面及び写真
  - (4) 補助申請者が市外から転入した場合は、補助申請者の前住所地の市税完納証明書
  - (5) 誓約書（様式第2号）
  - (6) その他市長が特に必要と認める書類
- 2 補助申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合、瑞浪市空き家等工事施工同意書（様式第3号）を提出するものとする。
- (1) 当該空き家等の所有者又は当該空き家等が附属する土地の所有者が、補助申請者と異なる場合
  - (2) 当該空き家等の所有者又は当該空き家等が附属する土地の所有者が、共有名義であり補助申請者のほかに所有者がいる場合
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合
- 3 補助金の申請回数は、空き家等について締結された売買契約又は賃貸借契約に対して1回を限度とする。
- （交付の決定通知）
- 第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定をし、瑞浪市空き家等改修補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助申請者に通知しなければならない。
- （内容の変更）
- 第9条 市長は、規則第8条に規定する補助事業等計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認したときは、決定を変更することができる。
- （変更決定通知）
- 第10条 市長は、前条の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、瑞浪市空き家等改修補助金変更決定通知書（様式第5号）により、補助金の交付の決定を受け、改修等を行う者（以下「補助事業者」という。）に通知しなければならない。
- （完了報告）
- 第11条 補助事業者は、工事が完了したときは、工事が完了した日から31日を経過した日又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に代えて瑞浪市空き家等改修

補助金工事完了届（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事代金領収書の写し
- (2) 工事完了後の施工箇所の写真
- (3) その他市長が特に必要と認める書類  
(補助金の請求及び交付)

第12条 市長は、規則第11条の規定により補助金の額を確定したときは、同条に規定する補助金等確定通知書を補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等確定通知書の通知を受けたときは、規則第12条の規定により補助金等交付請求書を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、市長は期限を定め、補助事業者にその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に、改修等した空き家等を取り壊し、又は売却したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に、入居者が改修等した空き家等を退去したとき。
- (3) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (4) 規則及び本要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定により補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に居住しなくなったときは、次に掲げる市に居住した期間に応じ、補助金の返還を命じることができる。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 1年以内 補助金の全額
- (2) 1年を超え2年以内 補助金の5分の4に相当する額
- (3) 2年を超え3年以内 補助金の5分の3に相当する額
- (4) 3年を超え4年以内 補助金の5分の2に相当する額
- (5) 4年を超え5年以内 補助金の5分の1に相当する額  
(調査等)

第14条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、現地調査等を行うことができる。

2 市長は、補助事業者に対して、本工事に関する資料提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に交付した補助金については、第13条及び第14条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年3月21日告示第12号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。